

令和元年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和元年10月23日(水)午後2時00分～午後3時30分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	諸坂 佐利 委員長 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員 梶田 佳孝 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、教育施設課、道路整備課、下水道整備課
傍聴者	なし

開会 諸坂委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、平成31年1月15日から令和元年7月1日までに入札公告が行われた案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた守屋委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）平塚市総合公園屋外便所改修工事（第2期・衛生）

抽出理由：入札結果表の備考欄に、「開札後、疑義申立て期間中に辞退した場合は、辞退者の入札金額が表示されます」と記載されている。辞退者の入札額が最低入札額であることから、疑義の申立てがあったのか、辞退したことによる問題はあるのか、辞退したことによるペナルティ等はあるのかを確認するため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、疑義申立期間中の辞退について説明】

委員：開札時点での第1落札候補者の辞退が、「技術者が足りなくなったため」という理由だが、それが本当かどうかはわからない。例えばの話で言い方も良くないが、2番手の業者に受注させたかったら辞退すればいい、2番手だと契約金額も高くなるし、相手に恩を売ることもできる。配置技術者が居ないことはやむを得ない事情として理解できるし、民間の工事を受注することもあるだろうが、とりあえず入札してみて落札候補者になったら辞退すればいいという考え方

は、誠実性がないと思う。

ペナルティなしで辞退できる疑義申立期間が、2日が良いのか、3日が良いのかはわからないが、たったの2日でやっぱり出来なくなりました、となると初めから高い確率で受注できる状態ではなかったのではないかと思える。

こういった状況が頻発した場合、市としてどう対応していくのか考える必要があるのではないか。

委員：今回のような状況はよくあることなのか。

事務局：統計はないが、それほど多い事例ではない。今年度もう1件あるかないかぐらいの頻度である。

2日の設定については、以前は1日半程度だったが、疑義を申し立てる際に、会社の中でも決裁等で時間が必要なため、期間を延ばしてほしいという業界からの要望により延長した経緯がある。期間中の辞退については、正当な理由があれば仕方ないが、落札決定後の辞退はペナルティを課すという運用をしており、これは引き続き行っていく。今回のような案件が頻発した場合は、業界団体にも、要望を受けて制度緩和をしたことに対して、こういった事態が起きていて困っているということを説明した上で、どうするか考えていきたい。

委員が仰るように、業者同士が話し合って、という内容が表面に出てくればそれは大問題であるが、全くわからない状況となると推測だけになってしまうため、今できることは先ほど申し上げた内容になる。

委員：技術者が病気になったので配置できないというのは仕方ないが、例えば、どちらか当たれば良いやと、複数の入札に参加して、両方とも取れてしまった、ということはないのか。

事務局：そういった状況はあるかと思う。先ほどお話にも出てきたとおり、民間の工事が入ってきてしまうとか、実際に技術者が病気というお話も聞いたことがある。それに対して証明書までは求めていないが、次順位者がなく、そのまま不調になってしまうと市としては厳しい状況になる。そのあたりについて、今後何か方策を考えていく必要がある。

委員：今回の案件は、技術的に難しい工事ではなく、特殊な技術的能力がある者の配置が必要でもないと思うが、実際のところどうなのか。

事務局：機械設備工事の中で、トイレの工事となると、ほとんどの元請の管工事業者がメインにやっているような内容である。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 花水小学校中棟校舎大規模改修工事(衛生)

抽出理由：5者の入札があるが、2者は最低制限価格未満、2者は予定価格を超え、1者が予定価格以下で落札している。設計金額及び最低制限価格の設定について、不調との関係も含め確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：最低制限価格で失格、予定価格オーバー、有効札が1者という結果で、これはこれで良いのかもしれないが、もし1者が入らなければ不調になってしまう案件である。これだけバラつきがあると設計はどうかという話にはなるが、設計は基準どおりとすると、次は最低制限価格の設定がどうか、となる。最低制限価格も一定の基準で計算されていると思うが、こういった結果を受けて、今後どのように見直していく方針なのか伺いたい。

事務局：最低制限価格の算出式について、平塚市では中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、中央公契連という）という国の主な発注機関による協議会が作成している「中央公契連モデル」を準用している。今年度4月に中央公契連モデルの最低制限価格の設定範囲が改定されてことに合わせ、本市においても5月に設定範囲を、予定価格の75～90%から、75%～92%へ改定している。算出方法は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費それぞれに所定の率を掛けた値を合計し、その合計した値を最低制限価格としている。それぞれの率も中央公契連モデルと同じ数値を使用しており、この算出方法は、市のホームページでも公開している。最低制限価格の算出方法については、各発注機関によって設定範囲や算出式が異なることがあるが、本市においては一律で中央公契連モデルを採用している。また、積算においては機器費の割合が多いが、一般的な方法で積算を行っている。

委員：部材の単価などは国交省から出ているのか。

事務局：どこの単価を使用しているかは公表しており、基本的には神奈川県から提供される単価を使用している。

委員：そうすると、今回いわゆるストライクゾーン（予定価格と最低制限価格の間）に入っていない入札があるが、あまりこういった例はないと見ていいのか。

事務局：それほど多くはないかと思う。

委員：最低制限価格の設定範囲も変更になって、ストライクゾーンが今までより狭くなっているのも一因と考えられるかもしれない。92%で設定されると、有効範囲が8%しかない。

事務局：建築・設備系については、県の単価などで単価が公表されている部分と、単価が公表されていない部分が存在し、その公表されていない部分をどう見込むかで当然金額が変わってくる。また、取引業者との関係によって機器を安く仕入れることができたり、あるいは高くなったりがあるため、そのあたりの要素も入札金額に影響してくると業界から聞いたことがある。ストライクゾーンが狭くなってしまったことと、不確実な数字をどう扱うかで業者の入札額が上と下に割れてしまった可能性はある。発注者側としても、こういった事態が増えるのではないかと懸念している。

委員：最低制限価格の設定範囲を92%から変えることはできないのか。

事務局：中央公契連に準拠しているので、そこは変えられない。

委員：中央公契連ではなく、独自に設定もできるのか。

事務局：独自に設定することは可能だが、その設定にした根拠が必要になる。平塚市では、国が使用している中央公契連モデルを採用しており、入札参加者にもそのように周知している。また、入札参加者には開札後の疑義申立期間中に市の設計内訳を確認することができ、市の設計の研究もできるため、その制度も活用してもらいたいと考えている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（3）平塚市総合公園囲障修繕

抽出理由：入札結果表の備考欄に、「疑義の申し立てがあり調査した結果、設計金額に変更が生じま

すが、落札者の順位に変更がないため、上記内容で令和元年7月2日に落札決定しました」と記載されている。設計金額に変更が生じた場合の入札から落札決定までの一連の手続きを確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、疑義申立の取扱いを説明】

委員：違算があった入札を有効としていることに一定の合理性があるのであれば、それはそれで良いかと思う。疑義申立があった場合は、契約検査課と工事主管課とで議論するのか。

事務局：疑義申立は積算の内容についてであるため、工事主管課で確認している。手続きの流れは、契約検査課が疑義申立を受け、課の技術職員とともに工事主管課へ説明し、工事主管課で内容の調査を行い、その調査結果を契約検査課から入札参加者へ書面で回答する、となっている。

委員：最終的な判断は誰が行うのか。

事務局：最終的には、工事主管課が出してきた調査結果の数値の差を見て、契約検査課が違算によって有効か無効か等を判断している。

委員：違算があった場合にどのような手続きになるのか、今回初めて分かった。

事務局：疑義申立で違算が判明し、入札が有効になることは滅多にないため、これはまれなケースである。数量が多いと単価の誤りが大きな金額差になってくるため、ほとんどの場合は違算が判明すると無効になっている。この案件は、数量が少なく、落札候補者にも変更が生じなかったため有効とし、契約後に補正した数値で契約変更を行っている。

委員：2点質問がある。1点目が、疑義申立は入札後ではないとできないのかということである。例えば入札の前に疑義申立をすれば、間違えた数字で入札をせずに済んだのではないか。2点目が、今回は疑義申立があったから誤りが判明しているが、もし疑義申立がなければ、誤った積算根拠が既成事実化されてしまって、同様の案件があったときに間違えた積算を繰り返してしまうのではないか、という点である。

事務局：まず1点目の質問については、入札参加者に入札前に参考として公表している内訳書は、数量のみで単価は記載されておらず、県の単価を採用しているなどの情報は公表しているが、金額の内訳が実際にどうなっているかは開札してみないと分からないようになっている。疑義申立期間中に市の設計内訳を確認できるため、そこで「答え合わせ」をし、違いがあれば申出をするという流れになる。入札前に市の積算者側で誤りを発見することがあるが、訂正が入札参加者に十分に周知できる期間があるときは入札を続行し、開札後に判明した場合は公正な入札ができなかったということで、中止にすることもある。

2点目の質問については、契約決定後の取り扱いとして、判明次第、設計変更という対応を行っている。公共工事で正確性が求められるため、もし間違っていた場合は、契約後であっても判明した時点で変更し、正しいものに直している。

委員：申立内容では、一式計上のため読み取れない内容が多いとあるが、入札前に分からないところを質問できる制度がなかったか。

事務局：質問回答期間がある。

委員：もし分からない点があるのであれば、この入札参加者も質問をすれば教えてもらえるのではないかと。

事務局：建築の場合、一式計上が認められているが、一式計上の場合、積算しやすいようになるべく積算情報等調書という書類で情報の開示に努めているが、このケースのように漏れてしまうことがまれにある。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 横断歩道橋長寿命化補修設計委託その1

抽出理由：入札結果表の備考欄に、「開札後、参加資格に係る事後審査を行った結果、参加資格を満たした者が同価入札であったため、くじ引きにより令和元年6月28日、落札者を決定した」と記載されている。どのような参加資格に係る事後審査を行ったかを確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から業務の概要などを説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：事後審査がある場合、時系列ではどのようになっているのか。

事務局：この案件でいうと、6月25日(火)に開札し、その後、工事と同様に疑義申立期間により2日程度保留される。保留期間が明けた27日(木)から事後審査がスタートし、業務担当課である道路整備課が事後審査資料を審査後、その日のうちに契約検査課に審査結果を返してくる。契約検査課で結果を決裁後、翌日28日(金)に落札候補者が複数いたため電子入札システム上で電子くじを行い、落札者を決定している。そのため、開札から落札決定まで3～4日程度が掛かっている。

委員：事後審査のある案件は多いのか。

事務局：コンサル業務について、業務担当課で特定の資格を求める必要があると判断したときに設定されるが、下水道や道路では設定されることが多いと思う。

委員：入札参加条件がいろいろと設定されているが、また審査するということか。

事務局：入札参加業者がある程度の能力を持っていることは分かるが、実際に現場に入る技術者にも一定の資格や実務経験の担保を求めるという意味で行っている制度である。

委員：先ほどの案件で、技術者が配置できないため辞退した業者がいたが、入札参加した時点では技術者がいるのが前提で入ってきている。あの案件は事後審査がない。事後審査をしたからダメということではなく必要なものもあると思うが、一般の工事なら事後審査せずに落札している。一般で公表していて、技術者が居なかったら契約できないことはわかっているはずなので、わざわざなぜ事後審査をする必要があるのかと個人的には疑問に思う。日程も通常の案件よりも掛かっている。

事務局：仮に抽選して決まった後にA社の資格がないと判明すると、次はB社、さらに次はC社を審査する。その作業を順番に行っていくとやはり時間がかかる。特定の資格を工事主管課が求めるのであれば、事後審査で落札候補の金額で並んでいる者に関して資格があるかどうかを開札段階で確認すれば、あとは抽選だけで決定できるので、事務の進行がスムーズになる。

委員：先ほどの工事の辞退業者についても事後審査をすればいい。そうすれば最初から入札に入ってくるなくなる。事後審査をやってはいけないということはないが、事後審査をやって辞退して

くる参加者もいるのではないか。事後審査からまた2日間辞退できる期間があるのか。

事務局：疑義申立期間で保留している期間のみペナルティなしで辞退できる。

委員：疑義申立期間は事後審査がある案件でも延びないのか。

事務局：疑義申立期間は事後審査に関係なく、開札日の2日程度設定される。

委員：事後審査で引っかかった場合に、ペナルティはないのか。

事務局：ペナルティはない。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(5) 管渠内調査委託(第34処理分区)

抽出理由：入札結果表の備考欄に、「開札後、参加資格に係る事後審査を行った結果、参加資格を満たした者のうち最低入札価格者を落札者といたしました」と記載されている。入札額が3者同額と思われるが、どのようにして最低入札者を決定したのか確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から業務の概要などを説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

事務局：入札結果表について1点補足があり、この案件も先ほどの道路整備課のものと同様に事後審査後に落札候補者が複数いたため電子入札システム上で電子くじを行ったが、入札結果表の備考欄でその説明が抜けており、落札決定の経緯に分かりづらいところがあった。

委員：備考欄の表記だけ見ると、くじ引きが無かったかのようにも見えるが実際はくじ引きを行ったということでしょうか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員：落札決定までの経緯が知りたかったので抽出したが、今の説明で理解できた。くじ引き以外の決定方法や、事後審査で落ちた参加者が居たようにも読めたので、そのあたりも確認したかった。

事務局：記載が足りない部分があったため、分かりづらい結果となってしまった。入札参加者には、くじ引きの結果が電子入札システム上で確認できるようになっており、こちらの公開用の入札結果表だけ、くじ引きについての表記が抜けてしまった。

委員：技術者の配置が大変になっているのではないかと思います。平塚市内本店で入札参加条件を設定しているが、これはこの範囲である程度の参加者が居ると事前に見込んでいたのか。

事務局：2年前と5年前も管渠内調査委託を実施しており、市内に適切な資格を持つ業者が居ることは分かっていた。

委員：第34処理分区とあるが、全部でいくつあるのか。

事務局：認可を取っていく時期に合わせて、第34処理分区、第35処理分区や名称などを分けている。公共下水道では第34処理分区が市内で最も古い。

委員：今後もこう言った形でくじ引きが行われる可能性が高いのか。

事務局：歩掛上、同値入札になるパターンが多いかと思う。

委員：参加可能業者16者中4者の入札だが、あまり魅力のない案件とされているのか。

事務局：理由は様々にあると思うが、1つには駅前周辺が対象なので、人通りや交通量が多いところにあたる。そのあたりの作業のやり易さなども、関係しているかもしれない。

委員長：ほかに質問がなければ議題3に移りたいと思います。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・令和元年10月末をもって、任期満了に伴い退任となる委員から御挨拶いただいた。
- ・次回定例会は委員改選後の初回となるため、抽出委員については事務局で検討の上後日連絡することとした。

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後3時30分閉会)